

沿岸広域振興局長告示第61号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成29年7月18日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 重茂半島線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市音部第4地割87番29地先から津軽石第2地割31番1地先まで	新	A 78.1～6.0 m	m 10,482.7
宮古市音部第4地割87番29地先から津軽石第5地割74番2地先まで		B 154.0～9.2	7,213.8
宮古市音部第4地割87番29地先から津軽石第2地割31番1地先まで	旧	A 78.1～6.0	10,482.7

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
- (2) 期間 平成29年7月18日から同年8月18日まで